

「つながるふくしまナースライン」開設・運営業務委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇（以下「乙」という。）に委託する「つながるふくしまナースライン」開設・運営業務を円滑かつ効果的に行うため、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

若い世代から認知されている LINE をプラットフォームにし、友だち登録されたユーザーのニーズに応じカテゴリー（高校生、看護学生等）にあった、必要で正しい情報をライフステージに応じて継続的に発信し「つながる」ことで、福島県出身者等の県内看護師等養成所への進学、県内就業、離職防止、復職まで広く支援し、人材の安定的確保につなげるとともに、若い世代からキャリア形成について把握し、将来を考える情報を得る機会を提供することで、看護職への興味・あこがれ、看護職に就きたいというモチベーションを持続させ、将来へのキャリアデザインにつなげる。

2 事業期間

契約の日から令和8年3月31日までとする。

3 委託料上限額

本業務の委託料上限額は45,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

4 対象者

LINE 公式アカウントへの友だち登録を想定している以下（1）から（5）までを本事業の対象者とする。なお、情報発信の効果が高いと見込める県内看護師等養成所への進学や県内医療機関への就職を控えた（1）～（3）をメインターゲットとする。

- （1）中学生
- （2）高校生
- （3）看護師養成機関に所属する学生（看護学生）
- （4）現役看護師
- （5）潜在看護師（看護師免許を所有している人のうち現在看護師として勤務していない人）

5 業務内容

- （1）LINE 公式アカウントの開設及び運営
- （2）当事業の広報
- （3）アンケート実施及びアンケート結果に対する業務反映
- （4）その他、業務目的達成のために必要な業務

6 業務内容の詳細

- （1）LINE 公式アカウントの開設及び運営について

アカウント名を「つながるふくしまナースライン」とした LINE 公式アカウントを開設し、当該アカウントに友だち登録したユーザーのニーズ、カテゴリーに合った情報を発信できるシス

テムを構築し、令和7年12月31日までに運用開始できるようにすること。

また、当該アカウントに友だち登録したユーザーに対し、定期的に看護に関するメッセージを送付すること。なお、メッセージの作成及び送付については乙が行うこととし、以下アからオを踏まえたものとする。

ア メッセージ案を作成後、甲の内容確認後にユーザーにメッセージを送付すること。

イ LINE アカウントに友だち登録したユーザーのカテゴリーに合わせたニーズが高い情報を発信すること。

ウ 本事業は若年層に看護職への興味・あこがれ、看護職に就くモチベーションの持続を目的としていることを踏まえ、中高生や看護学生を引き付ける看護に関する情報や看護師養成機関及び県内医療機関への進路を選択したくなる情報発信ができる体制（例：看護の知見を持った人物の参画）を構築すること。

エ 甲が発信を希望する内容（例：県が実施している看護人材確保事業）がある場合は、当該メッセージを発信すること。

オ 発信する情報のイメージ及び県が実施している看護人材確保事業の例示は別紙のとおり。

(2) 広報について

当事業は令和8年3月31日までに友だち登録者数 10,000 人程度を目標としているので、メインターゲットとなる中高生及び看護学生を中心に当該人数を集められるような広報を行うこと。

なお、事業開始後、早期に友だち登録者数を増やすために集中的に広報を行う期間を設けることとし、当該期間に実施する広報内容についての提案も併せて行うこと。

また、友だち登録に対するインセンティブとして、友だち登録をしたことを条件に LINE ポイントを付与することを可とするが、ポイント付与に係る予算については下記（3）のアンケート回答に係るインセンティブとの合算で1,268,000円以内とすること。

(3) アンケートについて

効果的な情報発信を行うために必要な情報（友だち登録をしたユーザーの年齢、現在のカテゴリー、看護への関心の有無、関心のある事項等）を取得するためのアンケートを実施すること。

また、本事業は新規事業であり、事業を実施してから改善を要する事例（例：ニーズが高いと想定していた内容と実際のユーザーにとってニーズが高い情報が一致していない等）が想定されるため、当該事例を把握するためのアンケートを行い、アンケート結果を踏まえ、対応可能な改善事項があれば業務に反映すること。

なお、アンケート回答数を確保するためのインセンティブとして、アンケート回答を条件に LINE ポイントを付与することを可とするが、ポイント付与に係る予算については上記（2）の友だち登録に対するインセンティブとの合算で1,268,000円以内とすること。

7 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書（添付書類を含む）

仕様書に規定した内容について、履行されていることが確認できるように作成すること。

(2) その他本事業の成果として認められるもの

(1) 以外で成果となるものがあれば提出すること。別途甲から指示する場合がある。